

福祉用具購入費について

要介護・要支援認定を受けた方が、入浴または排泄等に用いる特定福祉用具を、指定を受けている事業者から購入された場合に、心身の状況等を勘案して市が必要と認める場合に限り、購入費用について申請により支給されます。

指定を受けていない事業者から福祉用具を購入した場合は、給付の対象外となりますのでご注意ください。

1. 対象者

介護保険の被保険者であり、要介護・要支援認定を受けている方

2. 対象となる福祉用具の種類

- ・腰掛便座（便座の底上げ部材も含む。）
- ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり等）
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品

※次の要件を全て満たすもの

- (1) 尿または便が自動的に吸引されるもの
- (2) 尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの
- (3) 要介護者またはその介護を行う者が容易に使用できるもの

- ・排泄予測支援機器

※膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に通知するもの

- ・固定用スロープ
- ・歩行器（歩行車を除く）
- ・歩行補助つえ（松葉杖は除く）

※固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・歩行補助つえ（松葉杖は除く）については、貸与と購入を選択可能。

（詳細は、担当ケアマネジャー、福祉用具専門相談員または市にお問い合わせください。）

3. 申請の流れ

- ① 福祉用具について担当ケアマネジャーまたは福祉用具専門相談員に相談

- ② 福祉用具購入費の支給申請

関係書類を市に提出

- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
（ゆうちょ銀行（郵便局）にお振込を希望の場合は、振込用の店名・口座番号をご記入下さい。）
- ・領収書（原本）※領収書の宛名は必ず、被保険者本人の氏名（フルネーム）で発行して下さい。
- ・パンフレットの写し
（実際に購入した福祉用具のパンフレットの写しを添付してください。）
- ・委任状（指定特定福祉用具販売事業者が被保険者に代わり申請を行う場合）
- ・受領委任払いに関する委任状（受領委任払いで申請を行う場合）

4. 支給額

福祉用具購入に要した費用の額の7割から9割です。（支給限度額管理期間は毎年4月1

日から1年間)

ただし、支給限度額は10万円です。このため、通常保険給付の最高額は、7万円から9万円となります。(自己負担は1万円から3万円となります。)

また、10万円を超えた場合は、その超えた部分は全額自己負担になります。なお、同一種類の購入はできません。ただし、同一種類でも破損した場合等は、再度購入できることもあります。

5. 受領委任払い方式の利用について

受領委任払い方式とは、負担割合に応じて、費用の1割から3割分を販売事業者にお支払いいただき、7割から9割分は市が販売事業者に直接支払う方法になります。ただし、介護保険料の滞納がある方や要介護認定の申請中の方については、受領委任払いの利用はできません。

また、受領委任払い方式を利用するためには、市に登録を行った事業者において福祉用具を購入する必要があります。市に登録している事業者については、市ホームページや高齢者支援課窓口にて公開しております。

【問い合わせ先】

四街道市高齢者支援課

賦課給付係

T E L : 043-420-7522 (直通)